【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長 殿

 【提出日】
 平成22年4月13日提出

【計算期間】 第3計算期間

(自 平成21年7月21日 至 平成22年1月20日)

【ファンド名】ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産【発行者名】大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 石橋 俊朗

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【事務連絡者氏名】 長谷川 英男

【連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【電話番号】 03-5695-2111

【縦覧に供する場所】 名称 株式会社東京証券取引所

所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

第一部 【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX-17 不動産」(以下「対象株価指数」という場合があります。)の変動率に一致させることを目的とします。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

| | 単位型投信・追加型 投信 | 追加型投信 |
|------|-------------------|-----------------------|
| | 投資対象地域 | 国内 |
| 商品分類 | 投資対象資産(収益 の源泉) | 株式 |
| | 独立区分 | ETF |
| | 補足分類 | インデックス型 |
| | 投資対象資産 | 株式 一般 |
| 属性区分 | 決算頻度 | 年2回 |
| | 投資対象地域 | 日本 |
| | 対象インデックス | その他の指数 (TOPIX-17 不動産) |

(注1)商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産と ともに運用されるファンド
- ・「国内」…目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ETF」…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および 第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定 する上場証券投資信託
- ・「インデックス型」…目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載がある もの

(注2)属性区分の定義

- ・「株式 一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年2回」…目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

・「その他の指数」...日経225、TOPIXにあてはまらないすべてのもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス http://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

<信託の限度>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円に相当する株券および金銭を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

<ファンドの特色>

- 1. 当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX-17 不動産」の変動率に一致させることを目的として、「TOPIX-17 不動産」に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に対する投資として運用を行ないます。
- 2.「TOPIX-17 不動産」を構成する銘柄のうち時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄の株式を組入れることを原則とします。
- 3.前1.および前2.の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(株価指数先物取引等を利用することを含みます。)があります。
- 4. 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。
- 5.「TOPIX-17 不動産」について

「TOPIX-17シリーズ」は、株式会社東京証券取引所が算出・公表する東証業種別株価指数の分類(33業種)をもとに17業種に集約した業種別株価指数です。東京証券取引所第一部に上場する銘柄を17業種に分類し、その時価総額を指数化し、業種別の株価の変動をとらえようとするものです。

このうち、「TOPIX-17 不動産」の対象は、33業種分類の「不動産業」に該当する銘柄です。

2002年(平成14年)12月30日の時価総額を100として、東京証券取引所が算出・公表しております (注1参照)。

新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価 総額を修正して、指数の連続性を維持します(注2参照)。

(注1)算出方法:毎日の指数=当日の時価総額:基準時の時価総額×100

(注2)基準時の時価総額の修正方法:

修正後の基準時価総額 = 修正前日の基準時価総額×(修正前日の時価総額±修正額)

・修正前日の時価総額

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

TOPIX-17 不動産の指数値およびTOPIX-17 不動産の商標は、株式会社東京証券取引所(以下 (株)東京証券取引所という。)の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用など 株価指数に関するすべての権利及びTOPIX-17 不動産の商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有する。

- (株)東京証券取引所は、TOPIX-17 不動産の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIX-17 不動産の指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIX-17 不動産の商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- (株)東京証券取引所は、TOPIX-17 不動産の商標の使用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではない。
- (株)東京証券取引所は、TOPIX-17 不動産の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また(株)東京証券取引所は、TOPIX-17 不動産の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- 「ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産」は、TOPIX-17 不動産の指数値に連動した投資成果を目標として運用するが、「ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産」の純資産価額とTOPIX-17 不動産の間に乖離が発生することがある。
- 「ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産」は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではない。
- (株)東京証券取引所は、「ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産」の購入者又は公衆に対し、「ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産」の説明、投資のアドバイスをする義務を持たない。 以上の項目に限らず、(株)東京証券取引所は「ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産」の発行 等又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。
- 6. 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX-17 不動産」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 同指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全く の同一の比率とすることができないこと
- (b) 信託報酬、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (d) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (e) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致(株価指数先物取引を利用した場合)
- (f) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (g) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
- 7. 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しております。その概要は、次のとおりです。
 - (a) 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
 - ・売買単位は、1口単位です。
 - ・取引方法は、原則として株式と同様です。
 - (b) 追加設定は、株式により行ないます。
 - ・追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット(「TOPIX-17 不動産」を構成する 各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指 定するもの)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
 - ・原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込みを行なうことはできません。
 - (c) 受益権を株式と交換することができます。
 - ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に

対する持分に相当する株式との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

- ・解約請求により受益権を換金することはできません。
- (d) 収益分配金は、名義登録受益者(計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会 社に登録されている者)に対して支払われます。

(2) 【ファンドの仕組み】

| | 名 称 | 関係業務の内容 |
|------|--|--|
| 委託会社 | 大和証券投資信託委託株式会社 | 当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託 契約」といいます。)(1)の委託者であり、受益権 の募集・発行、信託財産の運用指図、受益権とその信託 財産に属する株式との交換の指図、信託財産の計算等 を行ないます。 |
| 受託会社 | 住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本トラス ティ・サービス信託銀行株式会 社) | 信託契約(1)の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。 |
| 取扱窓口 | 販売会社 | 受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社および受託会社との三者間契約(2)に基づき、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。 |

- 1:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 2:受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務の内容等が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

- <委託会社の概況(平成22年2月末日現在)>
- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革

昭和34年12月12日 設立登記

昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

昭和35年 4月 1日 営業開始

昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問

業の登録を受ける。

平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任

契約にかかる業務の認可を受ける。

平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみ

なされる。

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

・大株主の状況

| 名 称 | 住 所 | 所有 | 比率 |
|-----|-----|-----|----|
| | | 株式数 | |

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

| | | 株 | % | , |
|----------------|-------------------|-----------|--------|---|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 2,608,525 | 100.00 | |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に対する投資として運用を行ないます。

対象株価指数を構成する銘柄のうち時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄の株式を組入れることを原則とします。

前 および前 の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(株価指数先物取引等を利用することを含みます。)があります。

市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。 以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)に定めるものに限ります。)
 - 八.約束手形
 - 二.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
- イ.為替手形

委託会社は、信託財産を、主として株式に投資することを指図します。

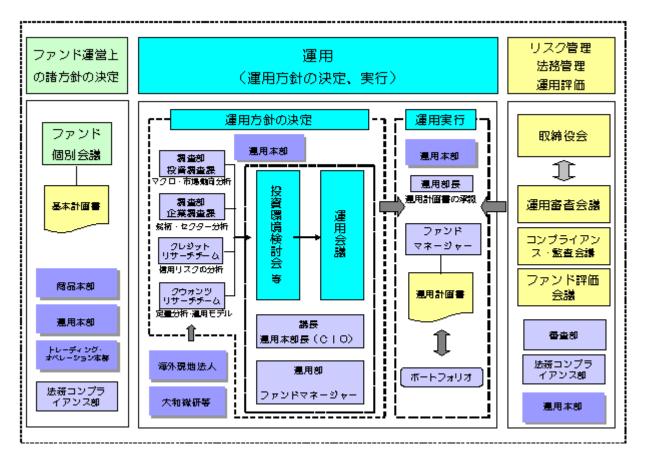
前の規定にかかわらず、当ファンドの設定、交換、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託財産を次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ.基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

口.投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長(CIO)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

八,基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二.運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によっ

- て、次のように定められています。
- イ.運用本部長(CIO)(1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- 口.運用副本部長(1~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

八.運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ.ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議 において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は15~25名程度です。

受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

上記の運用体制は平成22年2月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。

(5) 【投資制限】

株式(信託約款)

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資する株式の範囲(信託約款)

- イ.委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- 口.前イ.にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものに ついては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等(信託約款)

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

株式の貸付け(信託約款)

イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合 計額を超えないものとします。

- ロ.前イ.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する 契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ.委託会社は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への投資は、行ないません。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

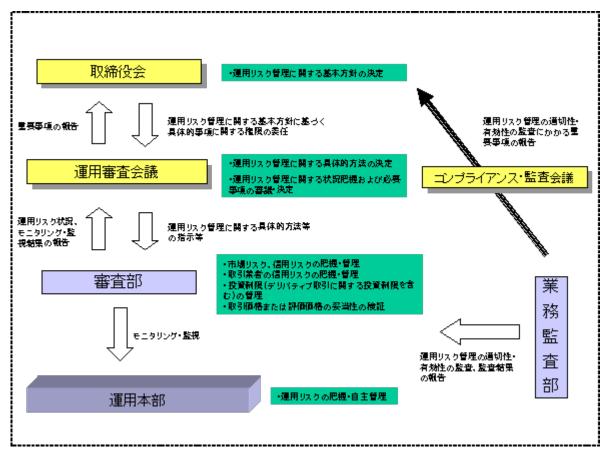
株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または 長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が 回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因 となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドは、一銘柄の組入比率が高くなる場合があり、各組入銘柄の値動きが基準価額におよぼす 影響が大きくなることがあります。

その他

- イ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- 口.市場の急変時等には、前掲「2 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。
- ハ.コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

(2) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。当該申込手数料は、当該販売会社および受託会社が収受するものとします。

販売会社については、委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先 (委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(2) 【換金(解約)手数料】

販売会社は、受益権の交換または買取りに際して、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

販売会社については、前(1)をご参照下さい。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次のイ.の額に口.の額を加算して得た額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりとします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- イ.信託財産の純資産総額に年10,000分の29.4(税抜10,000分の28)以内の率を乗じて得た額 委託会社 年10,000分の22.05(税抜10,000分の21)以内 受託会社 年10,000分の7.35(税抜10,000分の7)以内
- 口.信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の52.5(税抜100分の50)以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の52.5(税抜100分の50)以内の率を乗じて得た額なお、提出日現在における上記イ.および口.に定める率は、次のとおりとなっております(今後、変更されることがあります。)。
 - イ.年10,000分の29.4(税抜10,000分の28)
 - 口.100分の52.5(税抜100分の50)

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

提出日現在における信託報酬にかかる委託会社、受託会社への配分については、次のとおりとなっております(今後、変更されることがあります。)。

イ.前 イ.の報酬

委託会社 年10,000分の22.05 (税抜10,000分の21)

受託会社 年10,000分の7.35(税抜10,000分の7)

口.前 口.の報酬

委託会社 報酬の50%

受託会社 報酬の50%

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年0.02415%(税抜0.023%)以内の率を乗じて得た額(ただし、105万円(税抜100万円)を下回る場合は、105万円(税抜100万円))となります。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、信託財産中より支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

イ.受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して20%(所得税 15%および地方税5%)の税率で課税されます。

ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは特例措置として、10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率が適用されます。

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式 等の配当所得と通算できます。

口. 収益分配金の受取時

収益分配金に対しては、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税を選択することもできます。総合課税を選択した場合は、配当控除の適用があり、その取扱いは、株式の配当金と同様となります。

ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは特例措置として、10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。

八.受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ・と同様の取扱いとなります。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の受益者に対する課税

イ.受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

口,収益分配金の受取時

収益分配金に対しては、平成23年12月31日までは7%(所得税7%)、平成24年1月1日から15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

法人税の計算において、税額控除制度が適用されます。

益金不算入の対象となります。益金不算入の取扱いは、株式の配当金と同様となります。

八.受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ.と同様の取扱いとなります。

- ()税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ()課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】(平成22年2月26日現在)

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-------------|---------|
| 株式 | 616,393,574 | 99.85 |
| 内 日本 | 616,393,574 | 99.85 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 934,911 | 0.15 |
| 純資産総額 | 617,328,485 | 100.00 |

⁽注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】(平成22年2月26日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

(単位:円)

| 1 | . 土安站例の明細 | 、单位:自) | | | | | |
|----|--------------------|------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|--------|
| | 銘柄名 地域 | 種類 業種 | 株数、口数 または額面金 額 | 簿価単価 簿価 | 評価単価 時価 | 利率(%) 償還期限 (年/月/日) | 投資比率 |
| 1 | 三菱地所 日本 | 株式 不動産業 | 159,000 | 1,536 244,224,000 | 1,395 221,805,000 | - | 35.93% |
| | 三井不動産 日本 | 株式 不動産業 | 101,000 | 1,640 165,640,000 | 1,500 151,500,000 | 1 1 | 24.54% |
| 3 | 住友不動産 日本 | 株式 不動産業 | 54,000 | 1,730 93,420,000 | 1,578 85,212,000 | 1 1 | 13.80% |
| 4 | 日本 | 株式 不動産業 | 11,000 | 1,882 20,702,000 | 1,620 17,820,000 | | 2.89% |
| 5 | 野村不動産HLDGS 日本 | 株式 不動産業 | 11,600 | 1,416 16,425,600 | 1,328 15,404,800 | - | 2.50% |
| 6 | 東急不動産 日本 | 株式 不動産業 | 45,000 | 363 16,335,000 | 321 14,445,000 | - | 2.34% |
| ' | 東京建物 日本 | 株式 不動産業 | 46,000 | 378 17,423,772 | 313 14,398,000 | - | 2.33% |
| 8 | パーク 2 4 日本 | 株式 不動産業 | 13,600 | 982 13,355,200 | 924 12,566,400 | | 2.04% |
| 9 | エヌ・ティ・ティ都市開発 日本 | 株式 不動産業 | 151 | 71,400 10,781,400 | 70,800 10,690,800 | | 1.73% |
| 10 | 日本空港ビルデング 日本 | 株式 不動産業 | 5,800 | 1,234 7,157,200 | 1,342 7,783,600 | 1 1 | 1.26% |
| 11 | レオパレス 2 1 日本 | 株式 不動産業 | 15,800 | 381 6,019,800 | 428 6,762,400 | | 1.10% |
| 12 | 大京 日本 | 株式 不動産業 | 33,000 | 193 6,397,837 | 164 5,412,000 | - | 0.88% |
| 13 | 平和不動産 日本 | 株式 不動産業 | 17,000 | 294 4,998,000 | 278 4,726,000 | - | 0.77% |
| 14 | | 株式 不動産業 | 6,700 | 613 4,107,100 | 675 4,522,500 | - | 0.73% |
| | ダイビル 日本 | 株式 不動産業 | 6,200 | 719 4,457,800 | 713 4,420,600 | - | 0.72% |
| 16 | ゴールドクレスト 日本 | 株式 不動産業 | 1,640 | 2,771 4,544,440 | 2,530 4,149,200 | - | 0.67% |
| | | | | | | | |

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

| | | | | | ᄪᄤᇊ | :夯翋古青(内): | 当汉县 口心 |
|----|----------------|----------|---------|---------------------|---------------------|-----------|--------|
| 17 | アーネストワン 日 | 株式本 不動産 | 業 4,000 | 866 3,464,000 | 860 3,440,000 | - | 0.56% |
| 18 | 住友不動産販売 日 | 株式 本 不動産 | 業 870 | 3,810 3,314,700 | 3,855 3,353,850 | - | 0.54% |
| 19 | テーオーシー 日 | 株式 不動産 | 業 9,400 | 375 3,525,000 | 328 3,083,200 | - | 0.50% |
| 20 | 昭 栄 | 株式 不動産 | 業 4,100 | 721 2,956,100 | 710 2,911,000 | - | 0.47% |
| 21 | サンケイビル 日 | 株式 不動産 | 業 4,200 | 592 2,486,400 | 576 2,419,200 | - - | 0.39% |
| 22 | リサ・パートナーズ 日 | 株式本 不動産 | 業 32 | 66,800 2,137,600 | 51,100 1,635,200 | - | 0.26% |
| 23 | 東急リバブル 日 | 株式本 不動産 | 業 2,200 | 768 1,689,600 | 722 1,588,400 | - | 0.26% |
| 24 | 飯田産業 日 | 株式 不動産 | 業 1,000 | 1,609 1,609,000 | 1,456 1,456,000 | - | 0.24% |
| 25 | | 株式 本 不動産 | 業 4,000 | 377 1,508,000 | 361 1,444,000 | - | 0.23% |
| 26 | 東宝不動産日 | 株式 本 不動産 | 業 2,500 | 540 1,350,000 | 493 1,232,500 | - | 0.20% |
| 27 | 京阪神不動産 日 | 株式本 不動産 | 業 2,900 | 444 1,287,600 | 425 1,232,500 | - | 0.20% |
| 28 | 空港施設日 | 株式 不動産 | 業 2,500 | 492 1,230,000 | 476 1,190,000 | - | 0.19% |
| 29 | 有楽土地 | 株式 不動産 | 業 3,000 | 336 1,008,000 | 346 1,038,000 | - | 0.17% |
| 30 | 日本駐車場開発日 | 株式本 不動産 | 業 264 | 4,040 1,066,560 | 3,910 1,032,240 | - | 0.17% |

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 株式 | 99.85% |
| 合計 | 99.85% |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

| 業種 | 投資比率 |
|------|--------|
| 不動産業 | 99.85% |
| 合計 | 99.85% |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 (分配落) (円) | 純資産総額 (分配付) (円) | 1口当たりの 純資産額 (分配落) (円) | 1口当たりの 純資産額 (分配付) (円) | 東京証券 取引所 市場相場 |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------|
| 設定時 (平成20年7月22日) | 962,153,640 | - | 25,060 | - | - |
| 第1計算期間末 (平成21年1月20日) | 527,572,369 | 530,490,313 | 13,741 | 13,817 | - |
| 平成21年2月末日 | 432,492,199 | - | 11,265 | - | 11,220 |
| 3月末日 | 477,669,643 | - | 12,441 | - | 12,380 |
| 4月末日 | 543,373,578 | - | 14,153 | - | - |
| 5月末日 | 663,818,002 | - | 17,290 | - | 16,650 |
| 6月末日 | 715,731,899 | - | 18,642 | - | 18,630 |
| 第2計算期間末 (平成21年7月20日) | 660,210,630 | 663,704,484 | 17,196 | 17,287 | - |
| 7月末日 | 715,296,064 | - | 18,630 | - | - |
| 8月末日 | 729,556,744 | - | 19,002 | - | - |
| 9月末日 | 649,935,730 | - | 16,928 | - | - |
| 10月末日 | 656,125,064 | - | 17,089 | - | - |
| 11月末日 | 600,996,279 | - | 15,653 | - | - |
| 12月末日 | 653,365,158 | - | 17,017 | - | - |
| 第3計算期間末 (平成22年1月20日) | 673,910,588 | 676,252,622 | 17,552 | 17,613 | - |
| 平成22年1月末日 | 636,424,305 | - | 16,576 | - 1 | - |
| 2月末日 | 617,328,485 | - | 16,079 | - | 15,950 |

⁽注)計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しております。

【分配の推移】

| | 1口当たり分配金(円) |
|--------|-------------|
| 第1計算期間 | 76 |
| 第2計算期間 | 91 |
| 第3計算期間 | 61 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|--------|--------|
| 第1計算期間 | 44.9 |
| 第2計算期間 | 25.8 |
| 第3計算期間 | 2.4 |

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成20年7月22日 信託契約締結、当初設定、運用開始 平成20年7月23日 受益権を東京証券取引所に上場

第2【手続等】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託会社が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限(営業日の午後3時)までに取得申込みをした場合には、その翌営業日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。

取得申込受付日に対応する取得時のバスケットを構成する各株式の銘柄名とその数量は、委託会社が取得申込受付日以前の別に定める期日に別に定める方法により提示するものとします。

前 の規定にかかわらず、受益権の取得申込者は、取得時のバスケットの評価額が取得する一定口数の 受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分を金銭をもって支払うものとします。

前 の規定にかかわらず、取得時のバスケットに受益権の取得申込者が発行した株式またはその親会社 (会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。)が発行した株式(以下「自社株式等」といいます。)が含まれる場合には、当該取得申込者は当該自社株式等に代えて当該自社株式等に相当する金額(評価額により算出したものに限ります。)に、当該自社株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。

前 に該当する場合には、受益権の取得申込者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が取得申込みの際に行なわれなかった場合において、そのことによって当該取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うものとします。

販売会社は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式を、取得申込みにかかる信託が設定される日までに、別に定める契約に基づき委託会社に代わって受託会社に引渡すものとします。

販売会社は、受益権の取得申込者が引渡すべき取得時のバスケットの各銘柄の一部の引渡日を別に定める方法に基づいて指定する場合には、担保金を差入れるものとします。なお、担保金に付利は行なわないものとします。担保金が差入れられた場合には、委託会社は信託財産への担保金の受入れの指図を行なうものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる

口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、前 に定める株式(前 および前 に該当する場合の金銭を含みます。)または前 に定める担保金の引渡しと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

- 1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
- 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
- 3.計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内)
- 4.前1.から前3.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受付けの中止、取得申込みの受付けの取消しまたはその両方を行なうことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、前 に定める株式(前 および前 に該当する場合の金銭を含みます。)または前 に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、委託会社に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。

2 【換金(解約)手続等】

<解約>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、信託期間中において、当ファンドの一部解約請求をすることはできません。

<交換>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する 持分に相当する株式との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

受益者が交換請求をするときは、販売会社に対し、委託会社が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって行なうものとします。

交換を請求しようとする受益者が、委託会社が別に定める時限(営業日の午後3時)までに交換請求を した場合には、その翌営業日を交換請求受付日として委託会社は当該交換請求を受付けます。

委託会社は、交換に際し、信託財産に属する株式の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。

前の規定にかかわらず、委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の交換

請求の受付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、 受益権の交換請求を受付けることがあります。

- 1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
- 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の4営業日前から起算して8営業日 以内
- 3.計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内)
- 4.前1.から前3.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

交換請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して後 または後 に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受託会社は、後 または後 の委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび後 に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ、抹消したものとして取扱います。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受付けの中止、交換請求の受付けの取消しまたはその両方を行なうことができます。

前 の規定により交換請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受付けたものとして計算されるものとします。

委託会社は、交換の請求を受付けた場合には、当該請求にかかる受益権と、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式として委託会社が指定するものとの交換を行なうよう受託会社に指図します。

前の規定にかかわらず、委託会社が指定する株式に自社株式等が含まれる場合には、原則として、委託会社は、前の請求にかかる受益権の口数から当該自社株式等に相当する金額(評価額により算出したものから、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた金額とします。)に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する株式(当該自社株式等を除きます。)を交換するよう受託会社に指図するものとします。

前に該当する場合には、交換請求を行なう受益者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって交換請求者または信託財産その他に損害が生じた場合には、交換請求者がすべての責を負うものとします。

受託会社は、前 による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受付けられたことを確認した場合に、委託会社の指図にしたがい、受益者が交換の請求を行なった販売会社に対する株式の振替機関等の口座への増加の記載または記録のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、当該販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の振替機関等の口座への増加の記載または記録を行ないます。

販売会社は、前の規定により受託会社から振替機関等の口座への増加の記載または記録が行なわれた株式を、所定の手続きを経てすみやかに交付するものとします。

委託会社は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託会社は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

<買取り>

販売会社は、次に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、2.の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

- 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
- 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

前 の買取価額は、買取請求受付日の基準価額から、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することができます。

前の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、前の規定に準じて計算されたものとします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法 人投資信託協会規則にしたがって時価(注)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控 除した金額をいいます。

- (注)主要な投資対象資産の評価方法の概要
 - ・対象株価指数に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式: 原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年1月21日から7月20日まで、および7月21日から翌年1月20日までとします。ただし、第1計算期間は、平成20年7月22日から平成21年1月20日までとします。

(5) 【その他】

信託の終了

- 1. 委託会社は、受益権の口数が 2 万口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが 受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意 のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あら かじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象株価指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 4. 前3.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 5. 前3.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約する場合、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。また、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときも同じとします。
- 7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社 の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除 き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社 を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2. 委託会社は、前1.の事項(前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4.前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 5.書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6.前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7.前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前の3.または前の2.に規定する書面に付記します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社、受託会社および販売会社との三者間契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社、受託会社もしくは販売会社のいずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金にかかる請求権

<支払方法>

- 1. 受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2. 受託会社は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者(以下「名義登録受益者」といいます。)を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。
- 3. 受益者は、原則として前2.に規定する登録を当ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の取引参加者(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該取引参加者は、当該取引参加者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前2.に規定する登録を受託会社に対して直接行なうことができます。
- 4. 社振法関係法令等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは原則として以下のとおりとします。
 - イ.受益権は、前3.の取引参加者の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口 座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
 - 口.前3.の取引参加者は、計算期間終了日までに当該取引参加者にかかる前イ.の受益権の受益者の 氏名もしくは名称および住所その他受託会社が定める事項を書面等により受託会社に届出るものと します。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該取引参加者所定の方法による当該受益者から の申出に基づき、当該取引参加者はこれを受託会社に通知するものとします。
 - ハ.前3.の取引参加者は、計算期間終了日現在の当該取引参加者にかかる前イ.の受益権の受益者の振替機関の定める事項を(当該取引参加者が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関は業務規程等に基づき、これを受託会社に通知するものとします。
- 5. 追加信託時の受益者については、前2.に規定する登録を行なったうえで、振替機関等の振替口座簿に 記載または記録されるものとします。
- 6. 前2.に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が前3.に規定する取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかか

る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

- 7. 受託会社は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金について未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。
- 8. 受託会社は、前7.の規定により委託会社に収益分配金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、 その責に任じません。
- 9. 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

信託終了時の交換等

- 1. 委託会社は、信託が終了することとなったときは、委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。この場合は、「第2手続等」の「2換金(解約)手続等」の規定に準じるものとします。
- 2. 委託会社が信託の終了に関して指定する販売会社は、委託会社が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。この場合には、当該販売会社が別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- 3. 信託終了に際して、委託会社が信託終了に関して指定する販売会社は、その所有にかかるすべての受益権を交換請求するものとします。交換により引渡される株式に当該指定販売会社の自社株式等が含まれる場合には、委託会社は、受託会社に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託会社は信託財産をもって買取るものとします。
- 4. 受益者が、信託終了時の交換について信託終了日から10年間その交換請求をしないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

交換請求権および買取請求権

受益者は、保有する受益権について、交換または買取りを請求する権利を有します。権利行使の方法等については、「第2 手続等」の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第4 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成21年1月21日から平成21年7月20日まで)及び第3期計算期間(平成21年7月21日から平成22年1月20日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産

ダイワ上場投信・TOPIX - 17 不動産 (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

| | 第2期 平成21年7月20日現在 | 第3期 平成22年1月20日現在 |
|----------------|---------------------|---------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 6,580,272 | 5,328,002 |
| 株式 | 658,793,813 | 671,734,015 |
| 未収配当金 | 213,500 | 725,600 |
| 未収利息 | 69 | <u>-</u> |
| 流動資産合計 | 665,587,654 | 677,787,617 |
| 資産合計 | 665,587,654 | 677,787,617 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 3,493,854 | 2,342,034 |
| 未払受託者報酬 | 206,106 | 248,458 |
| 未払委託者報酬 | 618,429 | 745,442 |
| その他未払費用 | 1,058,635 | 541,095 |
| 流動負債合計 | 5,377,024 | 3,877,029 |
| 負債合計 | 5,377,024 | 3,877,029 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 962,153,640 | 962,153,640 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 2 301,943,010 | 288,243,052 |
| (分配準備積立金) | 244,933 | 727,398 |
| 元本等合計 | 660,210,630 | 673,910,588 |
| 純資産合計 | 660,210,630 | 673,910,588 |
| 負債純資産合計 | 665,587,654 | 677,787,617 |
| | | |

(単位:円)

(2) 【損益及び剰余金計算書】

第2期 第3期

| | 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月20日 | 自 平成21年7月21日 至 平成22年1月20日 |
|-----------------|------------------------------|------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 4,226,050 | 4,363,100 |
| 受取利息 | 2,214 | 2,068 |
| 有価証券売買等損益 | 133,263,559 | 13,217,493 |
| その他収益 | 30 | 338 |
| 営業収益合計 | 137,491,853 | 17,582,999 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 206,106 | 248,458 |
| 委託者報酬 | 618,429 | 745,442 |
| その他費用 | 1 535,203 | 1 547,107 |
| 営業費用合計 | 1,359,738 | 1,541,007 |
| 営業利益 | 136,132,115 | 16,041,992 |
| 経常利益 | 136,132,115 | 16,041,992 |
| 当期純利益 | 136,132,115 | 16,041,992 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 434,581,271 | 301,943,010 |
| 分配金 | 2 3,493,854 | 2,342,034 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 301,943,010 | 288,243,052 |
| | | |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 第2期 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月20日 | 第3期 自 平成21年7月21日 至 平成22年1月20日 | |
|------------------------|--|---|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方 法 | 株式 | 株式 | |
| | 時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品 取引所における最終相場(最終相 場のないものについては、それに 準ずる価額)、金融商品取引所が | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 | |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | | 受取配当金同左 | |

(貸借対照表に関する注記)

| <u> </u> | <u> 旧刈炽衣に関する注記 / </u> | | |
|----------|-----------------------------------|---|---|
| | 区 分 | 第2期 平成21年7月20日現在 | 第3期 平成22年1月20日現在 |
| 1 . | 1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部交換元本額 | 962,153,640円 - 円 - 円 | - 円 |
| 2 . | 計算期間末日における受益権の 総数 | 38,394□ | 38,394□ |
| 3 . | 2 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額 は301,943,010円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額 は288,243,052円であります。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区分 | 第2期 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月20日 | 第3期 自 平成21年7月21日 至 平成22年1月20日 |
|------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1. 1 その他費用 | 対象株価指数の商標使用料及び信託財産にかかる監査費用であります。 | 同左 |

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

2. 2分配金の計算過程

当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額(4,228,294円)及び分配準備積立金(870,231円)の合計額から、経費(1,359,738円)を控除して計算される分配対象額は3,738,787円(1口当たり97.3円)であり、うち3,493,854円(1口当たり91円)を分配金額としております。

当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額(4,365,506円)及び分配準備積立金(244,933円)の合計額から、経費(1,541,007円)を控除して計算される分配対象額は3,069,432円(1口当たり79.9円)であり、うち2,342,034円(1口当たり61円)を分配金額としております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

| | 第2期 平成21年7月20日現在 | | 第3期 平成22年1月20日現在 | |
|-----|---------------------|------------------------------|---------------------|------------------------------|
| 種 類 | 貸借対照表計上額 (円) | 当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円) | 貸借対照表計上額 (円) | 当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円) |
| 株式 | 658,793,813 | 133,974,199 | 671,734,015 | 13,308,114 |
| 合計 | 658,793,813 | 133,974,199 | 671,734,015 | 13,308,114 |

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

| (* * * * * * * K31 3 K3 K3 K3 K3 C E H2) | |
|--|------------------------------|
| 第2期 | 第3期 |
| 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月20日 | 自 平成21年7月21日 至 平成22年1月20日 |
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| (METFICE WITHOUT OF THE) | |
|---|-------------------------------------|
| 第2期 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月20日 | 第3期 自 平成21年7月21日 至 平成22年1月20日 |
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

(1口当たり情報)

| | 第2期 | 第3期 |
|-----------|--------------|--------------|
| | 平成21年7月20日現在 | 平成22年1月20日現在 |
| 1口当たり純資産額 | 17.196円 | 17.552円 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

| 銘 柄 | 株 式 数 | 評価額 | 額(円) | 備考 |
|------------|--------|-------|------------|----|
| | | 単 価 | 金 額 | |
| 日本駐車場開発 | 264 | 4,040 | 1,066,560 | |
| 昭 栄 | 4,100 | 721 | 2,956,100 | |
| 東京建物不動産販 | 1,100 | 284 | 312,400 | |
| 野村不動産HLDGS | 11,600 | 1,416 | 16,425,600 | |
| ヒューリック | 6,700 | 613 | 4,107,100 | |
| エコナック | 7,000 | 39 | 273,000 | |

| パーク24 | 13,600 | 982 | 13,355,200 | |
|----------------|---------|--------|-------------|--|
| 三井不動産 | 101,000 | 1,640 | 165,640,000 | |
| 三菱地所 | 159,000 | 1,536 | 244,224,000 | |
| 平和不動産 | 17,000 | 294 | 4,998,000 | |
| 東京建物 | 45,000 | 379 | 17,055,000 | |
| ダイビル | 6,200 | 719 | 4,457,800 | |
| サンケイビル | 4,200 | 592 | 2,486,400 | |
| 東急不動産 | 45,000 | 363 | 16,335,000 | |
| 京阪神不動産 | 2,900 | 444 | 1,287,600 | |
| 住友不動産 | 54,000 | 1,730 | 93,420,000 | |
| 東宝不動産 | 2,500 | 540 | 1,350,000 | |
| 有楽土地 | 3,000 | 336 | 1,008,000 | |
| 大京 | 26,000 | 194 | 5,044,000 | |
| テーオーシー | 9,400 | 375 | 3,525,000 | |
| 東京楽天地 | 4,000 | 377 | 1,508,000 | |
| レオパレス 2 1 | 15,800 | 381 | 6,019,800 | |
| フジ住宅 | 2,800 | 335 | 938,000 | |
| 空港施設 | 2,500 | 492 | 1,230,000 | |
| 明和地所 | 1,400 | 423 | 592,200 | |
| 住友不動産販売 | 870 | 3,810 | 3,314,700 | |
| ゴールドクレスト | 1,640 | 2,771 | 4,544,440 | |
| 東栄住宅 | 1,400 | 757 | 1,059,800 | |
| 日本エスリード | 900 | 760 | 684,000 | |
| 東急リバブル | 2,200 | 768 | 1,689,600 | |
| 飯田産業 | 1,200 | 1,609 | 1,930,800 | |
| 日神不動産 | 1,300 | 416 | 540,800 | |
| アーネストワン | 4,000 | 866 | 3,464,000 | |
| タカラレーベン | 1,100 | 615 | 676,500 | |
| サンヨーハウジ 名古屋 | 11 | 81,900 | 900,900 | |
| イオンモール | 11,100 | 1,882 | 20,890,200 | |
| フージャースコーポレーション | 30 | 10,690 | 320,700 | |
| サンシティ | 54 | 2,360 | 127,440 | |
| ゼクス | 27 | 1,515 | 40,905 | |
| タクトホーム | 13 | 77,000 | 1,001,000 | |
| ランド | 1,300 | 38 | 49,400 | |
| リサ・パートナーズ | 32 | 66,800 | 2,137,600 | |
| エヌ・ティ・ティ都市開発 | 151 | 71,400 | 10,781,400 | |
| サンフロンティア不動産 | 23 | 13,850 | 318,550 | |
| 大和システム | 1,000 | 193 | 193,000 | |
| ランドビジネス | 16 | 18,520 | 296,320 | |
| 日本空港ビルデング | 5,800 | 1,234 | 7,157,200 | |
| 合計 | 580,231 | | 671,734,015 | |
| | | | | |

- (2) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年2月26日

資産総額 618,149,205円 負債総額 820,720円

純資産総額(-) 617,328,485円

発行済数量 38,394口

1 単位当たり純資産額 (/) 16,079円

第5 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量 (口) |
|--------|---------|----------|
| 第1計算期間 | 0 | 0 |
| 第2計算期間 | 0 | 0 |
| 第3計算期間 | 0 | 0 |

⁽注) 当初設定数量は38,394口です。

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成22年2月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい 業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ.ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

口.投資環境検討会

運用最高責任者である運用本部長(CIO)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

八. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ.ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っ ています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成22年2月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

| 基本的性格 | 本数(本) | 純資産額の合計額(百万円) |
|------------|-------|---------------|
| 単位型株式投資信託 | 14 | 42,269 |
| 追加型株式投資信託 | 346 | 6,214,016 |
| 株式投資信託 合計 | 360 | 6,256,284 |
| 単位型公社債投資信託 | - | - |
| 追加型公社債投資信託 | 17 | 2,964,453 |
| 公社債投資信託 合計 | 17 | 2,964,453 |
| 総合計 | 377 | 9,220,737 |

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第49期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第50期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の財務諸表及び第50期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第51期事業年度に係る中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (平成20年3月31日現在) (平成21年3月31日現在) 資産の部 流動資産 現金・預金 3,398,882 3,961,462 有価証券 28,233,112 32,206,041 前払金 3,357 453 前払費用 96,205 84,549 未収入金 75,494 20,722 未収消費税等 27,138 未収委託者報酬 8,899,037 5,273,080 未収収益 25,476 136,888 貯蔵品 83,453 38,909 繰延税金資産 779,955 227,536 デリバティブ資産 1,172,830 2,030 その他 30,104 流動資産計 46,882,252 37,894,473 固定資産 有形固定資産 1,618,595 1 1,252,162 建物(純額) 388,414 349,484 器具備品(純額) 900,893 1,229,446

| | | 有伽証夯報古書(內国投資信託) |
|--------------|-------------|-----------------|
| 建設仮勘定 | 735 | 1,785 |
| 無形固定資産 | 1,989,254 | 1,980,730 |
| ソフトウェア | 1,976,209 | 1,967,944 |
| 電話加入権 | 11,850 | 11,850 |
| その他 | 1,194 | 936 |
| 投資その他の資産 | 8,890,810 | 8,317,769 |
| 投資有価証券 | 7,690,544 | 7,780,508 |
| 関係会社株式 | 737,012 | 737,012 |
| 出資金 | 166,719 | 178,806 |
| 従業員に対する長期貸付金 | 176,298 | 155,692 |
| 差入保証金 | 633,855 | 618,264 |
| 長期前払費用 | 10,039 | 8,394 |
| 投資不動産 (純額) | 593,270 | 579,162 |
| その他 | 43 | - |
| 貸倒引当金 | 3 1,116,972 | 3 1,740,069 |
| 固定資産計 | 12,498,661 | 11,550,663 |
| 資産合計 | 59,380,914 | 49,445,137 |
| | | |

(単位:千円)

| | | (年位, 十口) | |
|-----------|---------------------------|-------------------------|--|
| | 前事業年度 (平成20年 3 月31日現在) | 当事業年度 (平成21年3月31日現在) | |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 預り金 | 50,693 | 48,999 | |
| 未払金 | 10,302,751 | 5,335,193 | |
| 未払収益分配金 | 27,011 | 32,233 | |
| 未払償還金 | 332,721 | 278,950 | |
| 未払手数料 | 4,943,985 | 2,896,691 | |
| その他未払金 | 2 4,999,033 | 2 2,127,318 | |
| 未払費用 | 2,177,782 | 1,528,570 | |
| 未払法人税等 | 1,402,832 | 442,052 | |
| 未払消費税等 | 425,013 | - | |
| 前受収益 | 39,700 | - | |
| 賞与引当金 | 480,300 | 223,000 | |
| その他 | 22,096 | 1,95 | |
| 流動負債計 | 14,901,170 | 7,579,766 | |
| 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | 988,898 | 1,150,011 | |
| 役員退職慰労引当金 | 46,260 | 62,520 | |
| 繰延税金負債 | 2,300,289 | 1,767,537 | |
| 固定負債計 | 3,335,448 | 2,980,068 | |
| 負債合計 | 18,236,618 | 10,559,835 | |
| 純資産の部 | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | 15,174,272 | 15,174,272 | |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | 11,495,727 | 11,495,727 | |

| | | <u>有侧趾夯赖古者(内国投資信託</u>) |
|--------------|------------|-------------------------|
| 資本剰余金合計 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 374,297 | 374,297 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 2,800,000 | 2,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | 11,702,152 | 9,659,553 |
| 利益剰余金合計 | 14,876,450 | 12,833,851 |
| 株主資本合計 | 41,546,450 | 39,503,851 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 402,154 | 618,549 |
| 評価・換算差額等合計 | 402,154 | 618,549 |
| 純資産合計 | 41,144,295 | 38,885,301 |
| 負債・純資産合計 | 59,380,914 | 49,445,137 |

(単位:千円)

(2) 【損益計算書】

| | ————————————————————————————————————— | (単位:千円) |
|--------------|---------------------------------------|-----------------------|
| | 前事業年度 (自 平成19年4月1日 | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 |
| | 至 平成20年3月31日) | 至 平成21年3月31日) |
| | | |
| 委託者報酬 | 82,506,998 | 67,765,880 |
| その他営業収益 | 572,557 | 391,449 |
| 営業収益計 | 83,079,556 | 68,157,330 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 48,784,763 | 40,411,927 |
| 広告宣伝費 | 1,542,009 | 836,270 |
| 公告費 | 9,189 | 2,131 |
| 受益証券発行費 | 41,501 | 4,887 |
| 調査費 | 4,197,737 | 4,089,629 |
| 調査費 | 672,732 | 752,522 |
| 委託調査費 | 3,525,004 | 3,337,107 |
| 委託計算費 | 642,326 | 657,069 |
| 営業雑経費 | 2,103,482 | 1,828,907 |
| 通信費 | 283,069 | 264,500 |
| 印刷費 | 918,929 | 908,407 |
| 協会費 | 40,717 | 49,882 |
| 諸会費 | 10,258 | 11,279 |
| その他営業雑経費 | 850,507 | 594,837 |
| 営業費用計 | 57,321,011 | 47,830,823 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 4,208,378 | 3,940,850 |
| 役員報酬 | 185,100 | 149,400 |
| 給料・手当 | 3,139,424 | 3,408,724 |
| 賞与 | 403,553 | 159,726 |
| 賞与引当金繰入額 | 480,300 | 223,000 |
| 福利厚生費 | 548,953 | 573,052 |
| 交際費 | 85,291 | 89,101 |
| 寄付金 | 1,796 | 630 |
| 旅費交通費 | 231,428 | 233,872 |
| 租税公課 | 427,247 | 328,325 |
| 不動産賃借料 | 666,919 | 730,467 |
| 退職給付費用 | 309,416 | 310,345 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 33,405 | 26,700 |
| 固定資産減価償却費 | 713,538 | 1,012,489 |
| 諸経費 | 1,349,328 | 904,760 |
| 一般管理費計 | 8,575,704 | 8,150,595 |
| 営業利益 | 17,182,840 | 12,175,911 |

| | 前事業年度 | 有価証券報告書(内国投資信息 当事業年度 |
|----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
| | <u> </u> | <u> </u> |
| 受取配当金 | 205,108 | 33,852 |
| 有価証券利息 | 473,605 | 350,432 |
| 受取利息 | 4,674 | 4,904 |
| 時効成立分配金・償還金 | 117,919 | 38,525 |
| 有価証券償還益 | 226,585 | 26,762 |
| 為替差益 | - | 721,935 |
| デリバティブ評価益 | 1,150,268 | - |
| その他 | 27,266 | 20,641 |
| 営業外収益計 | 2,205,428 | 1,197,054 |
| 営業外費用 | | |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | 58,372 | 127,439 |
| 貯蔵品廃棄損 | 161,462 | 74,887 |
| 為替差損 | 1,632,650 | - |
| デリバティブ損失 | - | 885,196 |
| 貸倒引当金繰入額 | - | 3 621,387 |
| その他 | 41,095 | 50,066 |
| 営業外費用計 | 1,893,580 | 1,758,977 |
| 経常利益 | 17,494,688 | 11,613,987 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 1 2,241,103 | 2,157 |
| ゴルフ会員権売却益 | 13,021 | - |
| 特別利益計 | 2,254,124 | 2,157 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券売却損 | 21,921 | 2,298 |
| 投資有価証券評価損 | - | 218,872 |
| 投資有価証券清算損 | - | 10,639 |
| 固定資産除売却損 | 2 44,642 | 2 11,886 |
| 貸倒引当金繰入額 | 3 1,113,972 | - |
| その他 | 4 3,737 | 4 42,274 |
| 特別損失計 | 1,184,273 | 285,971 |
| 税引前当期純利益 | 18,564,539 | 11,330,173 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,901,995 | 4,648,684 |
| 法人税等調整額 | 997,192 | 168,125 |
| | | |
| 法人税等合計 | 7,899,187 | 4,816,810 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

| | | (単位:千円 |
|---------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | 前事業年度 | 当事業年度 |
| | (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 15,174,272 | 15,174,272 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| | 15,174,272 | 15,174,272 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 前期末残高 | 374,297 | 374,297 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 374,297 | 374,297 |
| - その他利益剰余金 | | |
| 特別償却準備金 | | |
| 前期末残高 | 2,261 | - |
| 当期変動額 | | |
| 特別償却準備金の取崩 | 2,261 | - |
| 当期変動額合計 | 2,261 | - |
| 当期末残高 | - | - |
| 別途積立金 | | |
| 前期末残高 | 2,800,000 | 2,800,000 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 2,800,000 | 2,800,000 |
| 操越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 8,834,028 | 11,702,152 |
| 当期変動額 | | |
| 特別償却準備金の取崩 | 2,261 | - |
| 剰余金の配当 | 7,799,489 | 8,555,962 |
| 当期純利益 | 10,665,351 | 6,513,363 |

| 当期変動額合計 | 2,868,123 | 2,042,599 |
|---------|------------|-----------|
| 当期末残高 | 11,702,152 | 9,659,553 |

(単位:千円)

| | | (単位:千円) |
|-------------------------|--|--|
| | 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 12,010,588 | 14,876,450 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 7,799,489 | 8,555,962 |
| 当期純利益 | 10,665,351 | 6,513,363 |
| 当期変動額合計 | 2,865,862 | 2,042,599 |
| 当期末残高 | 14,876,450 | 12,833,851 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 38,680,588 | 41,546,450 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 7,799,489 | 8,555,962 |
| 当期純利益 | 10,665,351 | 6,513,363 |
| 当期変動額合計 | 2,865,862 | 2,042,599 |
| 当期末残高 | 41,546,450 | 39,503,851 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 前期末残高 | 562,216 | 402,154 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 964,370 | 216,395 |
| 当期変動額合計 | 964,370 | 216,395 |
| 当期末残高 | 402,154 | 618,549 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 前期末残高 | 562,216 | 402,154 |
| 当期变動額 | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 964,370 | 216,395 |
| 当期変動額合計 | 964,370 | 216,395 |
| 当期末残高 | 402,154 | 618,549 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 39,242,804 | 41,144,295 |
| 当期变動額 | | |
| 剰余金の配当 | 7,799,489 | 8,555,962 |
| 当期純利益 | 10,665,351 | 6,513,363 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 964,370 | 216,395 |
| 当期変動額合計 | 1,901,491 | 2,258,994 |
| 当期末残高 | 41,144,295 | 38,885,301 |

重要な会計方針

| | T | |
|-------------------------|---|--|
| | 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
| 1 . 有価証券の評価基準 及び評価方法 | (1)子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法によ り計上しております。 | (1)子会社及び関連会社株式 同左 |
| | (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定)を採 用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。 | (2) その他有価証券 同左 |
| 2.デリバティブの評価 基準及び評価方法 | 時価法により計上しております。 | 同左 |
| 3.固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定 では、 | (1)有形固定資産及び投資不動産 (リース資産を除く) 同左 |
| | 当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。 (2)無形固定資産 | (2)無形固定資産(リース資産を除 |
| | 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能 期間(5年)に基づいておりま す。 | 同左 |
| | (3)長期前払費用 定額法によっております。 | (3)長期前払費用 同左 |

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2) 賞与引当金

役員および従業員に対する賞与 の支給に備えるため、支給見込額 を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、 当社の退職金規程に基づく当事業 年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の 昇給等による給付額の変動がな く、貢献度、能力及び実績等に応じ て各事業年度ごとに各人別の勤務 費用が確定するためであります。 また、執行役員・参与について も、当社の退職金規程に基づく当 事業年度末要支給額を計上しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5.リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. その他財務諸表作成 のための重要な事項 (1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処 理は税抜処理によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象 外消費税及び地方消費税は投資そ の他の資産に計上し、5年間で均 等償却を行なっております。

(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。 (1)貸倒引当金 同左

(2) 賞与引当金 同左

(3) 退職給付引当金 同左

(4)役員退職慰労引当金 同左

(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は税抜処理によっております。

(2) 連結納税制度の適用 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(リース取引に関する会計基準)

当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の 所有権移転外ファイナンス・リース取引について は、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じ た会計処理を適用しております。

当該変更に伴う損益に与える影響はありませh。

注記事項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 | 当事業年度 | |
|--|---------------------------------|--|
| (平成20年3月31日現在) | (平成21年 3 月31日現在) | |
| 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却 | 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却 | |
| 累計額 | 累計額 | |
| 建物 735,161千円 | 建物 776,838千円 | |
| 器具備品 1,604,537千円 | 器具備品 1,691,069千円 | |
| 投資建物 662,012千円 | 投資建物 675,647千円 | |
| 投資器具備品 26,457千円 | 投資器具備品 26,929千円 | |
| 2 関係会社項目 | 2 関係会社項目 | |
| 関係会社に対する資産及び負債には区分掲 | 関係会社に対する資産及び負債には区分掲 | |
| 記されたもののほか次のものがあります。 | 記されたもののほか次のものがあります。 | |
| 未払金 4,620,908千円 | 未払金 1,848,998千円 | |
| 3 投資その他の資産に計上されております貸 倒引当金は、主に外貨建資産担保債券(投資 有価証券)に対するものであります。 | 3 同左 | |
| 4 保証債務 | 4 保証債務 | |
| 子会社であるDaiwa Asset Management | 子会社であるDaiwa Asset Management | |
| (Singapore)Ltd.の債務145,120千円に対して | (Singapore)Ltd.の債務711,260千円に対して | |
| 保証を行っております。 | 保証を行っております。 | |

(損益計算書関係)

| 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|
| 1 関係会社との取引 投資有価証券売却益 2,067,950千円 | |
| 2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであり ます。 | 2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであり ます。 |
| 固定資産除却損 | 固定資産除却損 |
| 器具備品 44,642千円 | 器具備品 11,886千円 |

3 貸倒引当金繰入額に関する注記

保有している外貨建資産担保債券の1銘柄について、清算事象が生じているため、当該銘柄の回収不能見込額を算定し、その見積金額を貸倒引当金として計上しております。

なお、貸倒引当金の計上基準については重要な会計方針に記載しております。

4 特別損失の「その他」の主な内訳 会社清算損 3.069千円

保証金の返還に伴う損失 668千円

3 同左

4 特別損失の「その他」の主な内訳 受益証券予備券廃棄損 21,160千円 ゴルフ会員権評価損 19,403千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合 計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当 の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------------|-------|------------------------|---------------------|-----------------|-----------------|
| 平成19年 6 月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 7,799 | 2,990 | 平成19年 3 月31日 | 平成19年 6 月25日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成20年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 8,555百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 3,280円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月23日

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 前事業年度末 | 当事業年度 | 当事業年度 | 当事業年度末 |
|-------|--------|-------|-------|--------|
| | 株式数 | 増加株式数 | 減少株式数 | 株式数 |
| 発行済株式 | | | | |

大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
|------|-------|---|---|-------|
| 合 計 | 2,608 | ı | 1 | 2,608 |

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当 の総額 (百万円) | 総額配当額 | | 効力発生日 |
|------------------------|-------|------------------------|-------|-----------------|-----------------|
| 平成20年 6 月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 8,555 | 3,280 | 平成20年 3 月31日 | 平成20年 6 月23日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成21年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を 次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額

6,495百万円

配当の原資

利益剰余金

1株当たり配当額

2,490円

基準日

平成21年3月31日

効力発生日

平成21年6月22日

(リース取引関係)

| 前事業年度 | 当事業年度 |
|---|---|
| 的争未一及 | |
| (自 平成19年4月1日 | (自 平成20年4月1日 |
| • | * |
| 至 平成20年3月31日) | 至 平成21年3月31日) |
| | |

(借主側)

リース物件の所有権が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額及び期末残高相当額

器具備品

取得価額相当額

4,599千円

減価償却累計額相当額

2.299

期末残高相当額

2,299

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残 高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法により算定しております。

(2)未経過リース料期末残高相当額

1年以内

1,314干

円

1年超

985

合計

2.299

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に 占める割合が低いため、支払利子込み法により算定 しております。

(借主側)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所 有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額及び期末残高相当額

器具備品

取得価額相当額

4,599千円

減価償却累計額相当額

3.613

期末残高相当額

985

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残 高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が 低いため、支払利子込み法により算定しておりま す。

(2)未経過リース料期末残高相当額

1年以内

985千円

1年超

合計 985

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等 に占める割合が低いため、支払利子込み法により 算定しております。

(3)支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 1,314千円

減価償却費相当額 1,314千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と する定額法によっております。 (3)支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 1,314千円

減価償却費相当額 1,314千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と する定額法によっております。

(有価証券関係)

1.その他有価証券で時価のあるもの

| | (平成 | 前事業年度 20年3月31日野 | 見在) | 当事業年度 (平成21年 3 月31日現在) | | | |
|------------------------------|------------|--------------------|-----------|---------------------------|----------------------|------------|--|
| 種類 | 取得原価(千円) | I ≣T Г ХВ I | | 取得原価 (千円) | 貸借対照表 計上額 (千円) | 差額 (千円) | |
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの | | | | | | | |
| (1)株式 | 55,101 | 73,804 | 18,702 | 55,101 | 67,520 | 12,418 | |
| (2)債券 | 50,000 | 50,105 | 105 | - | - | - | |
| (3)その他 | | | | | | | |
| 証券投資信託の受 益証券 | 3,110,512 | 3,238,991 | 128,479 | 1,732,000 | 1,815,427 | 83,427 | |
| 小計 | 3,215,614 | 3,362,900 | 147,286 | 1,787,101 | 1,882,948 | 95,846 | |
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの | | | | | | | |
| (1)債券 | 13,669,870 | 11,886,801 | 1,783,068 | - | - | - | |
| (2)その他 | | | | | | | |
| 証券投資信託の受 益証券 | 2,816,910 | 2,591,485 | 225,424 | 3,766,074 | 2,627,319 | 1,138,755 | |
| 小計 | 16,486,780 | 14,478,287 | 2,008,493 | 3,766,074 | 2,627,319 | 1,138,755 | |
| 合計 | 19,702,395 | 17,841,188 | 1,861,206 | 5,553,176 | 4,510,267 | 1,042,909 | |

(注) その他有価証券で時価のあるものについて、当事業年度において218,872千円の減損処理を行っております。

なお、有価証券の減損にあたって、当事業年度末における時価の下落率が取得原価の50%以上の場合は、著しい下落かつ回復する見込みがないと判断して、減損処理を行っております。また、時価の下落率が取得原価の30%以上50%未満の場合は、時価の推移及び発行会社の財政状態等を総合的に勘案して回復可能性を検討し、回復見込みがないと判断されたものについては、減損処理を行っております。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

| | 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|-------------|--|--|
| 売却額 (千円) | 3,892,206 | 190,340 |
| 売却益の合計額(千円) | 2,241,103 | 2,157 |
| 売却損の合計額(千円) | 21,921 | 2,298 |

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

| 壬 岳米百 | 前事業年度 (平成20年 3 月31日現在) | 当事業年度 (平成21年 3 月31日現在) | | |
|---------------|---------------------------|---------------------------|--|--|
| 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | | |
| 子会社株式及び関連会社株式 | | | | |
| 子会社株式 | 737,012 | 737,012 | | |
| 小計 | 737,012 | 737,012 | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 非上場株式 | 1,314,612 | 1,172,137 | | |
| 外貨建資産担保債券 | 2,504,860 | 2,098,103 | | |
| MMF・中期国債ファンド | 18,235,925 | 28,233,112 | | |
| 小計 | 22,055,397 | 31,503,352 | | |
| 合計 | 22,792,409 | 32,240,364 | | |

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

| | 1年以内(千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5 年超10年以内 (千円) | 10年超(千円) |
|-----------------|------------|-----------------|-------------------|----------|
| (1)債券 | | | | |
| 社債 | 150,000 | - | - | - |
| その他 | 13,569,000 | - | - | - |
| (2)その他 | | | | |
| 証券投資信託 の受益証券 | 1,023,578 | 434,463 | 1,611,490 | 86,955 |
| 合計 | 14,742,578 | 434,463 | 1,611,490 | 86,955 |

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

| | 1年以内(千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5 年超10年以内 (千円) | 10年超(千円) |
|-----------------|----------|-----------------|-------------------|----------|
| その他 | | | | |
| 証券投資信託の 受益証券 | - | 376,553 | 1,729,191 | - |
| 合計 | - | 376,553 | 1,729,191 | - |

(デリバティブ取引関係)

1.取引の状況に関する事項

| 前事業年度 | 当事業年度 |
|---------------|---------------|
| (自 平成19年4月1日 | (自 平成20年4月1日 |
| 至 平成20年3月31日) | 至 平成21年3月31日) |

(1) 取引の内容及び利用目的

当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、当社が保有する外貨建資産担保債券に係る為替変動リスクを軽減するために利用しております。

(2) 取引に対する取組方針

為替予約取引については将来の為替変動リスク の軽減を目的としているため、対象資産である 外貨建資産担保債券の保有残高の範囲内で行 うこととしており、投機目的ではありません。

(3) 取引に係るリスクの内容

為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の 変動による市場リスクを有しております。ま た、信用度の高い国内大手証券会社を取引先と しており、取引先の契約不履行に係る信用リス クはほとんどないと判断しております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

為替予約取引開始にあたっては、事前に取締役 会等の会議体にて承認を得ることとしており ます。

なお、事後体制としまして、財務部長は毎月、 為替予約取引の内容を含んだ財務報告を執行 役員会議で行っております。また、財務部内に て取引の状況について適切に把握、管理してお ります。

- (1) 取引の内容及び利用目的 同左
- (2) 取引に対する取組方針 同左
- (3) 取引に係るリスクの内容 同左
- (4) 取引に係るリスク管理体制 同左

2.取引の時価等に関する事項

通貨関連

| | | 前事業年度 (平成20年 3 月31日現在) | | | | 当事業年度 (平成21年 3 月31日現在) | | | |
|-------------------|-------------------------|---------------------------|----------------------------|------------|--------------|---------------------------|----------------------------|--------|--------------|
| 区分 | 種類 | 契約額等 (千円) | 契約額等 のうち 1年超 (千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) | 契約額等 (千円) | 契約額等 のうち 1年超 (千円) | 時価(千円) | 評価損益 (千円) |
| 市場取引 以外の取 引 | 為替予約取 引 売建 米ドル | 16,334,748 | ı | 1,150,268 | 1,150,268 | 410,852 | | 1,622 | 1,622 |

(注) 時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引き邦貨換算した額 となっております。

(退職給付関係)

| 前事業年度 (平成20年 3 月31日 | 現在) | 当事業年度 (平成21年 3 月31日現在) | | | |
|---|------------------------|---|--|--|--|
| 1 . 採用している退職給付制度 当社は、一時払いの退職金制 拠出年金制度を併用してお | 度、及び確定 | 1 . 採用している退職給付制度の概要 同左 | | | |
| 2 . 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 退職給付引当金 | 988,898千円 988,898千円 | 2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務 1,150,011千円 退職給付引当金 1,150,011千円 | | | |

3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 152,041千円 その他 157,375 退職給付費用 309,416

なお、「その他」のうち確定拠出年金への掛 金支払額は106,630千円であります。

3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 168,703千円 その他 141,642 退職給付費用 310,345

なお、「その他」のうち確定拠出年金への掛 金支払額は118,690千円であります。

(税効果会計関係)

| (税効果会計関係) ———————————————————————————————————— | | T | | | |
|---|--------------------|--|-------------|--|--|
| 前事業年原 (平成20年 3 月31 | | 当事業年度 (平成21年3月31日現在) | | | |
| | | 1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原 | | | |
| 1 . 繰延税金資産及び繰延税金 因別内訳 | 夏貝 慎の発生の土な原 | 1.繰延祝金貨産及び繰延祝金 因別内訳 | 貝債の発生の主な原 | | |
| 繰延税金資産 | 千円 | 繰延税金資産 | 千円 | | |
| 減損損失 | 887,301 | 減損損失 | 886,012 | | |
| 貸倒引当金 | 454,496 | 貸倒引当金 | 708,034 | | |
| 退職給付引当金 | 402,382 | 退職給付引当金 | 467,939 | | |
| 未払事業税 | 332,390 | その他有価証券評価差額金 | 424,359 | | |
| 株式譲渡損繰延 | 287,965 | 投資有価証券評価損 | 303,843 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 275,900 | 株式譲渡損繰延 | 287,965 | | |
| 投資有価証券評価損 | 214,784 | 出資金評価損 | 126,163 | | |
| 賞与引当金 | 168,660 | 未払事業税 | 108,049 | | |
| 出資金評価損 | 118,268 | 賞与引当金 | 90,738 | | |
| 器具備品 | 38,093 | 器具備品 | 38,093 | | |
| 役員退職慰労引当金 | 18,823 | | 25,439 | | |
| 未払社会保険料 | 18,208 | 未払社会保険料 | 11,283 | | |
| 前受収益 | 16,153 | その他 | 31,981 | | |
| 一括償却資産 | 10,048 | 繰延税金資産小計 | 3,509,905 | | |
| その他 | 23,392 | 評価性引当額 | 2,210,636 | | |
| 繰延税金資産小計 | 3,266,871 | 繰延税金資産合計 | 1,299,269 | | |
| 評価性引当額 | 1,947,529 | 繰延税金負債 | | | |
| 繰延税金資産合計 | 1,319,341 | 株式譲渡益繰延 | 2,837,113 | | |
| 繰延税金負債 | | その他 | 2,156 | | |
| 株式譲渡益繰延 | 2,837,113 | 繰延税金負債合計 | 2,839,269 | | |
| その他 | 2,562 | 繰延税金負債の純額 | 1,540,000 | | |
| 繰延税金負債合計 | 2,839,675 | | | | |
| 繰延税金負債の純額 | 1,520,333 | | | | |
| 2 . 法定実効税率と税効果会計 負担率との間に重要な差野 異の原因となった主要な項 | 異があるときの、当該差 | 2 . 法定実効税率と税効果会計 負担率との間に重要な差異 差異の原因となった主要な | ぱがあるときの、 当該 | | |
| 法定実効税率 (調整) | 40.69% | 法定実効税率 (調整) | 40.69% | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項 | 目 0.20 | 交際費等永久に損金に算入されない項 目 | 0.35 | | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されな 目 | 11項 0.52 | 受取配当金等永久に益金に算入されな い項目 | 0.13 | | |
| 住民税均等割 | 0.02 | 住民税均等割 | 0.03 | | |
| 評価性引当額 | 2.45 | 評価性引当額 | 2.32 | | |

その他0.29その他0.74税効果会計適用後の法人税等の負担率42.55税効果会計適用後の法人税等の負担率42.52

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1.親会社及び法人主要株主等

| | | | 資本金又 | | | 関係 | 系内容 | | | | |
|-----|---------------------|---------|-------------------|---------------|-------|----------------|------------|----------------------------|------------------------|----|----------|
| 属性 | 会社等の 名称 | 住所 | は出資金 (百万 円) | 事業 の内 容 | | 役員 の兼 任等 | 事業上 の関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
| 親会社 | ㈱大和証 券グルー プ本社 | 東京都千代田区 | 178,324 | 持ち 株会 社 | 100.0 | 役員 2人 | 経営管理 | 有価証券の 売却 売却代金 売却益 | 3,153,487 2,067,950 | - | - - |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

有価証券の売却価格は、修正簿価純資産方式により決定しており、支払条件は現金一括払いであります。

2. 兄弟会社等

| | | | 資本金又 | 事業 | 議決権等 の所有 | 関係 | 系内容 | | | | |
|-----------------|----------------------|---------|-------------------|----------------------------------|---------------------------|----------------|---------------------------|----------------------|------------|------------|--------------|
| 属性 | 会社等の 名称 | 住所 | は出資金 (百万 円) | の内容 | の所有 (被所有) 割合 (%) | 役員 の兼 任等 | 事業上 の関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
| 親会社 の 子会社 | 大和証券(株) | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | なし | 証券投 資信証 受益の募 集販売 | 証券投資信 託の代行手 数料 | 31,893,085 | 未払手数 料 | 3,927,855 |
| 親会社 の 子会社 | 大和証券 エスエム ビーシー | 東京都千代田区 | 255,700 | 金融商品取引 | - | なし | 証券投 資信託 受益証 券の募 | 証券投資信 託の代行手 数料 | 1,197,059 | 未払手数 料 | 82,472 |
| | (株) | | | 業 | | | 集販売 | 為替予約 | 25,434,342 | - | - |
| 親会社の子会社 | (株)大和総 研 | 東京都江東区 | 3,898 | 情報 サー ヒ [*] ス業 | - | なし | ソフト ウェア の開発 | ソフトウェ アの購入 | 1,074,141 | その他未 払金 | 321,615 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託 報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社 に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (3) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- (4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、平成18年10月17日公表の「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1.関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の子会社

| 種類 | 会社等の 名称 | 所在地 | 資本金 又は出 資金 (百万 円) | 事業 の内 容 | 議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%) | 関連当事 者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|---|-----------|-------------------------------|---------------|-----------------------------------|-------------------|----------|-----------|----|----------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | 100.0 | 経営管 理 | 債務 保証 | 711,260 | - | - |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

| 種類 | 会社等の 名称 | 所在地 | 資本金又 は出資金 (百万 円) | 事業 の容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------------------|--------------|---------|---------------------------|----------------------|-----------------------------------|-------------------------|----------------------|------------|------------|--------------|
| 同一の 親会社 をもつ 会社 | 大和証券 (株) | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託 受益証券の募 集販売 | 証券投資信 託の代行手 数料 | 25,915,828 | 未払手数料 | 2,154,948 |
| 同一の 親会社 をもつ 会社 | 大和証券エスエムビーシー | 東京都千代田区 | 255,700 | 金融 商品 取引 | - | 証券投資信託 受益証券の募 | 証券投資信 託の代行手 数料 | 980,553 | 未払手数料 | 58,506 |
| 211 | (株) | | | 業 | | 集販売 | 為替予約 | 17,314,889 | - | - |
| 同一の 親会社 をもつ 会社 | ㈱大和総 研 | 東京都江東区 | 1,000 | 情報 サー ヒ゛ ス業 | - | ソフトウェア の開発 | ソフトウェ アの購入 | 544,950 | その他未 払金 | 197,190 |

- (注) 1. 上記(ア)~(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託 報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社 に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
 - (2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
 - (3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
 - (4) (株)大和総研との取引金額には、(株)大和総研ホールディングス(旧・(株)大和総研)分社化前の取引金額が含まれております。

2.親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

| 前事業年度 | 当事業年度 | | |
|--|-----------------------|--|--|
| (自 平成19年4月1日 | (自 平成20年4月1日 | | |
| 至 平成20年3月31日) | 至 平成21年3月31日) | | |
| 1 株当たり純資産額 15,773.01円 | 1 株当たり純資産額 14,907.00円 | | |
| 1 株当たり当期純利益 4,088.65円 | 1 株当たり当期純利益 2,496.95円 | | |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載してお りません。 | 同左 | | |

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | | |
|-----------------|--|--|--|--|
| 当期純利益(千円) | 10,665,351 | 6,513,363 | | |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 | 2,608,525 | | |

(重要な後発事象)

| 前事業年度 | 当事業年度 | | | |
|---------------|---------------|--|--|--|
| (自 平成19年4月1日 | (自 平成20年4月1日 | | | |
| 至 平成20年3月31日) | 至 平成21年3月31日) | | | |
| 該当事項はありません。 | 同左 | | | |

<u>次へ</u>

46,601,904

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

資産合計

| | (単位:千円) |
|------------|----------------------------|
| | 当中間会計期間末 (平成21年 9 月30日) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金・預金 | 4,276,319 |
| 有価証券 | 22,256,096 |
| 未収委託者報酬 | 6,213,110 |
| 貯蔵品 | 26,368 |
| 繰延税金資産 | 321,833 |
| その他 | 424,869 |
| 流動資産計 | 33,518,597 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | 1 1,168,979 |
| 無形固定資産 | 1,801,825 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 10,148,103 |
| その他 | 1 1,503,398 |
| 貸倒引当金 | 2 1,538,999 |
| 投資その他の資産合計 | 10,112,502 |
| 固定資産計 | 13,083,307 |
| | |

(単位:千円) 当中間会計期間末 (平成21年9月30日) 負債の部 流動負債 未払金 5,163,439 未払法人税等 722,692 賞与引当金 410,700 その他 4 1,613,671 流動負債計 7,910,503 固定負債 繰延税金負債 1,926,552 退職給付引当金 1,163,635 役員退職慰労引当金 43,950 固定負債計 3,134,137 負債合計 11,044,641 純資産の部

| | 131742311771 |
|--------------|--------------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | 15,174,272 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 11,495,727 |
| 資本剰余金合計 | 11,495,727 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 374,297 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | 2,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | 5,993,148 |
| 利益剰余金合計 | 9,167,446 |
| 株主資本合計 | 35,837,446 |
| | |
| その他有価証券評価差額金 | 338,935 |
| 繰延ヘッジ損益 | 58,751 |
| 評価・換算差額等合計 | 280,183 |
| 施資産合計 … | 35,557,263 |
| 負債・純資産合計 | 46,601,904 |
| · | |

(2) 中間損益計算書

(単位:千円) 当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) 営業収益 委託者報酬 29,980,874 その他営業収益 212,747 営業収益計 30,193,621 営業費用 支払手数料 17,787,239 その他営業費用 3,452,353 営業費用計 21,239,592 一般管理費 4,221,719 営業利益 4,732,309 営業外収益 2 394,870 営業外費用 3 265,780 1, 経常利益 4,861,399 特別利益 4 64,666 特別損失 1,221 税引前中間純利益 4,924,844 法人税、住民税及び事業税 2,263,441 法人税等調整額 167,419 中間純利益 2,828,822

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

| | (単位:千円) |
|-------------------------|-------------------------------|
| | 当中間会計期間 |
| | (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) |
| | 主 十成21年 9 月30日) |
| 体工具本 資本金 | |
| ^{₹平並} 前期末残高 | 15,174,272 |
| _即 | 15,174,272 |
| 当中間期変動額合計 当中間期変動額合計 | |
| 当中間期末残高 当中間期末残高 | 15,174,272 |
| ョ中间朔木戏向 賢本剰余金 | 13,174,272 |
| 資本準備金 資本準備金 | |
| | 11 105 707 |
| 前期未残高 当中間期変動額 | 11,495,727 |
| | |
| 当中間期変動額合計 | - 44 405 707 |
| 当中間期末残高 | 11,495,727 |
| 資本剰余金合計 | 44 405 707 |
| 前期末残高 | 11,495,727 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - 44 405 707 |
| 当中間期末残高 | 11,495,727 |
| 川益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 前期末残高 | 374,297 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | |
| 当中間期末残高 | 374,297 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | |
| 前期末残高 | 2,800,000 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | <u> </u> |
| 当中間期末残高 | 2,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | |
| 前期末残高 | 9,659,553 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 6,495,227 |
| 中間純利益 | 2,828,822 |
| 当中間期変動額合計 | 3,666,404 |
| 当中間期末残高 | 5,993,148 |
| 利益剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 12,833,851 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 6,495,227 |
| 中間純利益 | 2,828,822 |
| 当中間期変動額合計 | 3,666,404 |

(単位:千円)

| | 当中間会計期間 |
|---------------------------|---------------|
| | (自 平成21年4月1日 |
| | 至 平成21年9月30日) |
| 株主資本合計 | |
| 前期末残高 | 39,503,851 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 6,495,227 |
| 中間純利益 | 2,828,822 |
| 当中間期変動額合計 | 3,666,404 |
| 当中間期末残高 | 35,837,446 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 前期末残高 | 618,549 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | 279,614 |
| 当中間期変動額合計 | 279,614 |
| 当中間期末残高 | 338,935 |
| 繰延へッジ損益 | |
| 前期末残高 | - |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | 58,751 |
| 当中間期変動額合計 | 58,751 |
| 当中間期末残高 | 58,751 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 前期末残高 | 618,549 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | 338,366 |
| 当中間期変動額合計 | 338,366 |
| 当中間期末残高 | 280,183 |
| 純資産合計 | |
| 前期末残高 | 38,885,301 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 6,495,227 |
| 中間純利益 | 2,828,822 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | 338,366 |
| 当中間期変動額合計 | 3,328,038 |
| 当中間期末残高 | 35,557,263 |

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

| | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 |
|--|---|
| | 至 平成21年9月30日) |
| 1.資産の評価基準及び 評価方法 | (1)有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部 |
| | 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2)デリバティブ |
| 2 . 固定資産の減価償却 の方法 | 時価法により計上しております。 (1)有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く) 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6~47年 器具備品 3~20年 |
| | (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (3)長期前払費用定額法によっております。 |
| 2 71// 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| 3 . 引当金の計上基準 | (1)貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財 務内容評価法により計上しております。 (2)賞与引当金 役員および従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見 込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく 当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社 の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、 能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が 確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づ く当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労会の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程 に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 |

4.ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物 ヘッジ対象・・・投資有価証券

(3) ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ 対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

5.リース取引の処理 方法

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6.その他中間財務諸表 作成のための重要な 事項

- (1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- (2)連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)

1. 減価償却累計額

有形固定資産 投資不動産 2,603,477千円

709,109千円

- 2. 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券(投資有価証券)に対するものであります。
- 3. 債務保証

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務573,210千円に対して保証を行っております。

4. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1.減価償却実施額

有形固定資産141,608千円無形固定資産325,480千円投資不動産6,532千円

2. 営業外収益の主要項目

有価証券利息 67,638千円 投資有価証券売却益 188,494千円 デリバティブ利益 29,286千円

3. 営業外費用の主要項目

投資有価証券売却損 161,780千円 有価証券償還損 26,776千円

4 . 特別利益の主要項目

貸倒引当金戻入額 64,666千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数(千株) | 当中間会計期間 増加株式数(千株) | 当中間会計期間 減少株式数(千株) | 当中間会計期間末 株式数(千株) |
|-------|-------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2.配当に関する事項

配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 平成21年6月19日 定時株主総会 | 普通株式 | 6,495 | 2,490 | 平成21年 3 月31日 | 平成21年 6 月22日 |

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

(借主側)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

有形固定資産 (工具、器具 合計 及び備品) - 千円 千円 4,599 4,599

取得価額相当額

減価償却累計額相当額4,2704,270中間期未残高相当額328328

(注)取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2 . 未経過リース料中間期末残高相当額

1 年 内328千円1 年 超- 千円合 計328千円

(注)未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料657千円減価償却費相当額657千円

4.減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

1.時価のある有価証券

| | 取得原価 (千円) | 中間貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|--------------|--------------------|------------|
| (1)その他有価証券 株 式 | 55,101 | 73,537 | 18,435 |
| そ の 他 証券投資信託の受益証券 | 6,900,314 | 6,310,414 | 589,899 |
| 計 | 6,955,416 | 6,383,952 | 571,464 |

2. 時価評価されていない主な有価証券

| | 中間貸借対照表計上額 (千円) |
|--|--------------------------------------|
| (1)その他有価証券 非上場株式 外貨建資産担保債券 MMF・FFF・中期国債ファンド | 1,172,137 1,855,002 22,256,096 |
| 計 | 25,283,235 |
| (2)子会社株式及び関連会社株式 | 737,012 |
| 計 | 737,012 |

(デリバティブ取引関係)

1.取引の状況に関する事項

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

(1) 取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び株価指数先物取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

デリバティブ取引については、将来の為替変動リスク及び価格変動リスクの軽減を目的としているため、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内で行うこととしており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(3) 取引の利用目的

当社のデリバティブ取引は、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク、及び価格変動 リスクを軽減する目的で利用しております。

なお、一部の投資有価証券を対象に、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物

ヘッジ対象・・・投資有価証券

ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内で ヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

(4) 取引に係るリスクの内容

為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の変動によるリスク、株価指数先物取引に係るリスクとして、株式指数先物相場の価格変動によるリスクを有しております。また、為替予約取引は、信用度の高い国内大手証券会社を取引先としており、取引先の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引にあたっては、事前に取締役会等の会議体にて承認を得ることとしております。取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、財務部内にて取引の状況について適切に把握、管理を行っております。

なお、財務部長はデリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を、執行役員会議及び財務会議で行っております。

2. デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

| 対象物の種類 | 取引の種類 | 当中間会計期間末 (平成21年 9 月30日現在) | | | |
|--------|--------|------------------------------|------------|--------------|--|
| | | 契約額等 (千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) | |
| 通貨 | 為替予約取引 | 320,616 | 4,055 | 4,055 | |

(注)1.時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引

き邦貨換算した額となっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(1株当たり情報)

| 当中間会計期間 | | | | |
|---------------|--|--|--|--|
| (自平成21年4月1日 | | | | |
| 至 平成21年9月30日) | | | | |

1株当たり純資産額 13,631.17円

1株当たり中間純利益金額 1,084.45円

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| 中間純利益(千円) | 2,828,822 |
|------------------|-----------|
| 普通株式に係る中間純利益(千円) | 2,828,822 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 平成21年4月2日付で、定款について次の変更をいたしました。
 - ・ 株主名簿管理人の廃止
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を 及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 住友信託銀行株式会社

資本金の額 287,537百万円(平成21年3月末日現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務 を営んでいます.

(2) 販売会社

| 名 称 | 資本金の額 単位:百万円 (平成21年3月 末日現在) | 事業の内容 |
|---------------------|--------------------------------------|-------------|
| 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社 | 255,700 | |
| ゴールドマン・サックス証券株式会社 | 83,616 | 金融商品取引法に定める |
| シティグループ証券株式会社 | 96,308 | 第一種金融商品取引業を |
| ドイツ証券株式会社 | 72,728 | 営んでいます。 |
| 野村證券株式会社 | 10,000 | |

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当ありません。

< 再信託受託会社の概要 >

名称:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額:51,000百万円(平成21年3月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づ

き信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受

託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産

のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

(提出年月日) (書類名)

平成21年9月25日 有価証券届出書の訂正届出書 平成21年9月30日 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年10月13日 有価証券届出書・同添付書類、有価証券報告書(第2期)・同添付書類

平成21年12月24日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成22年2月19日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 山元 太志 印

指定社員 業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ上場投信・TOPIX-17不動産の平成21年7月21日から平成22年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産の平成22年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

委託会社の監査報告書(当期)へ

⁽注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

⁽注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 数数分別是一公認会計士 堀内 巧 印

業務執行社員 公認芸訂工 堀 内 り 印

指定社員 公認会計士 小澤陽一 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書(当期中間)へ

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月22日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社

員 公認会計士 堀内 巧 印

業務執行社員

指 定 社

員 公認会計士 小澤陽一 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了 する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示し ているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年8月14日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 山元 太志 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ上場投信・TOPIX-17不動産の平成21年1月21日から平成21年7月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産の平成21年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

委託会社の監査報告書(前期)へ

⁽注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

⁽注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社

員 公認会計士 堀内 巧

業務執行社員

指 定 社

員 公認会計士 小澤 陽一 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

ΕIJ

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上